

富介第 432-1 号  
令和 5 年 12 月 28 日

サービス提供事業所 各位

富田林市健康推進部  
高齢介護課長

### 過誤申立ての取扱いの変更について（重要）

平素は本市介護保険事業にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護給付費等で請求誤りがあった場合には、別添の介護給付費過誤申立書の提出をしていただいておりますが、過誤による利用者負担の変更に伴い、高額介護サービス費が変更となる場合があります。

この場合、すでに被保険者に支給した高額介護サービス費の返金調整を行う必要があり、被保険者への不利益や多大な事務負担が生じている状況となっております。それらを未然に防止するため、別添の介護給付費過誤申立書に加え、**再請求前の介護給付費明細書と再請求後の介護給付費明細書を添付**していただきますようお願いいたします。

恐縮ではございますが、適切な請求業務ならびに確認の徹底を改めてお願い申し上げます。

(お問合せ)

富田林市 健康推進部

高齢介護課 認定給付係

TEL) 0721-25-1000 (内線 177・179)